

「1.1パーセント」に、「0.35パーセント」を「0.25パーセント」に、「2.15パーセント」を「2.1パーセント」に、「1.1パーセント」を「1.05パーセント」に、「0.25パーセント」を「0.2パーセント」に改め、同表の3の項中「2.0パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

鳥取県告示第373号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
平成12年6月19日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成12年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

表の3の項中「1.15パーセント」を「1.1パーセント」に、「0.95パーセント」を「0.9パーセント」に改める。

鳥取県告示第374号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成12年6月19日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成12年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

表中「2.0パーセント」を「1.9パーセント」に改める。

鳥取県告示第375号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の利子補給率等について）の一部を次のように改正する。
平成12年6月19日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成12年6月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1の表及び2の表中「2.5パーセント」を「2.4パーセント」に改める。